

## 『廃棄物の減量及び再利用に関する計画書』の書き方 Q&A

### Q. 提出する書類は？

A. 提出していただく書類は、第1号様式の『廃棄物管理責任者選任届』と第2号様式1・2の『廃棄物の減量及び再利用に関する計画書』です。

第1号様式は変更があった場合のみ、第2号様式1・2は毎年、提出願います。

### Q. 建築物所有者とありますが、実際の所有者のこと？

A. 計画書は建築物の所有者が提出してください。

登記簿上の所有者の名前で提出することになります。

占有している企業の代表者等の名前を書くことはできません。

例外的に、所有者から管理権を委任された者になる場合は、市と協議します。(例) 学校長などそれ以外の場合

- ・入居中の管理責任は、所有者から管理権を委任された者です。
- ・事業所撤退後の管理責任は、所有者に管理権を戻します。

### Q. 建物内の店舗など全てが対象になる？

A. 建物内全ての事業所を対象にしています。

例：大学内にある食堂

例：スーパー内にある飲食店

例：階ごとに企業が異なる場合

たとえ、廃棄物の管理を別に行っている、入居している事業者については廃棄物を把握し、全て加えてください。そのため、建物内で連携を取り合うことが大切です。

計画書の取りまとめ方法 (例)

#### 1. 廃棄物の管理をそれぞれが行っている場合

管理責任者が各事業者の説明を行い、計画書のコピーなど渡して管理責任者がまとめる。

連絡会を組織すると効率的です。

#### 2. 廃棄物の管理を管理会社などが一括して行っている場合

その管理会社が行う。事業者の事情により連携がとれない場合は環境政策課までご相談下さい。

### Q. 所有者が変更になるが、どのような手続きが必要？

A. ①管理責任者に変更がない場合

書面で(決まった書式はありません)速やかに所有者の住所・氏名・電話番号及び管理責任者に変更がないことをお知らせ下さい。

②管理責任者に変更がある場合

書面で(決まった書式はありません)速やかに所有者変更の旨をお知らせいただき、30日以内に『管理責任者選任届』を提出して下さい。

Q. テナントごとに『選任届』『計画書』を提出できる？

A. テナントビルなどの場合は、建物でまとめて提出をお願いします。

Q. 廃棄物管理者が本部にいる場合は？

A. 廃棄物管理責任者が本部にいるなど、責任者に加えて事業所で廃棄物実務を担当する方が別にいる場合は「担当者」欄に記入してください。

Q. 管理責任者はどのような人を選任する？

A. 次のような方を選任してください

廃棄物に関して権限を持っている方、実務を把握している方。

廃棄物管理責任者には、資格は必要ありません。責任がある方で、ある程度廃棄物に関する業務を把握している方を選任していただければ結構です。

各事業所の実情で異なりますが、所有者本人・事業所の所長・課長・管理会社の責任者など。

Q. 廃棄物管理責任者に変更があった場合はどうする？

A. その事実が生じた日から30日以内に新たに選任届を提出して下さい（施行規則第10条2項）。

Q. 在館人員はどのように出す？

A. 従業員（テナント含む）と、外来者の1日平均の数字を出して下さい。

Q. 単位はどの程度まで出す？

A. トン単位をお願いします。また、数値は小数点第二位まで出して下さい。

排出量が100キロ以下の排出の場合については排出量を0とせず、小数点以下の単位を多くして対応して下さい。

Q. 建物内に自動販売機が設置されているが、そこから排出されるビン・カン・ペットボトルも記入する？

A. 記入する必要はありません。

町田市では指導上、自動販売機などから出た飲料容器は、販売機の設置及び製造を行っているメーカーの責任として重く見えています。つまり、販売機の容器については設置してある事業所の事業活動から排出されたものではなく、回収したメーカーの事業活動により排出された廃棄物とみなしていますので、記入の必要はありません。ただし、メーカーが容器を回収していない場合は数量を報告して下さい。

Q. 敷地内の剪定枝を敷地内で腐葉土にしているが、報告する必要はありますか？

A. 剪定枝ほか、社会通念上廃棄物とされているものについては全て報告を行って下さい。

Q. 可燃ごみはどこに記入する？

A. 可燃ごみ（燃やせるごみ）や不燃ごみ（燃やせないごみ）という項目はありません。組成別に報告して下さい。この報告書の目的は、事業所から排出される“ごみ”の減量を行うことにあります。そのためには、事業所から排出される廃棄物の現状を把握する必要があります。可燃ごみ、不燃ごみについては、日頃から調査を行うなど組成の把握に努め、その組成別に報告して下さい（家庭での分別とは異なります）。

Q. 廃棄物の分類が多すぎて書ききれないのですが？

A. 書式にある分類に割り振ってください。難しい場合にはご相談ください。

Q. 処理区分とはどういうことですか？

A. 次のようになります。

- ・排出量（再利用率＋処分量）（B＋C）
- ・再利用率（資源として実際に再利用している量）
- ・処分量（焼却や埋立などで廃棄物として処分している量）

Q. 廃棄物の分別方法などで分からないことがあります。

A. 事業系廃棄物適正処理ルールブックをご確認ください。